

(13) 期末手当及び勤勉手当（給与条例第 22 条、給与規則第 55 条）

ア 支給対象職員

- ・ 基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員（ただし、下表に掲げる職員には支給されない。）
- ・ 基準日前1月（5月1日、11月1日）以内に退職し又は死亡した職員（ただし、退職又は死亡した日において下表に掲げる職員に該当する場合には支給されない。）

[○ 支給の対象となる職員、× 支給の対象とならない職員]

	期末手当	勤勉手当
無給休職者	×	×
有給休職者（公務傷病等によらない休職）	○	×
有給休職者（公務傷病等による休職）	○	○
刑事休職者	×	×
停職者	×	×
専従休職者	×	×
大学院修学休業者	×	×
長期の介護休暇、介護時間	○	○
長期の不妊治療休暇	(※1)	○
育児休業者	(※1)	(※2)
自己啓発等休業者	×	×
配偶者海外同行休業者	×	×

※1 部分休業者、育児短時間勤務者、及び勤務した期間（相当する期間も含める。）のある者は支給対象

※2 部分休業者、育児短時間勤務者、及び勤務した期間のある者は支給対象

イ 期末・勤勉手当等の支給割合

		一般職員			再任用職員		
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般の職員	6月期	<u>1.275</u>	0.95	<u>2.225</u>	0.725	0.45	1.175
	12月期	<u>1.275</u>	0.95	<u>2.225</u>	0.725	0.45	1.175
	合計	<u>2.55</u>	1.90	<u>4.45</u>	1.45	0.90	2.35
特定幹部職員	6月期	<u>1.075</u>	1.15	<u>2.225</u>	0.625	0.55	1.175
	12月期	<u>1.075</u>	1.15	<u>2.225</u>	0.625	0.55	1.175
	合計	<u>2.15</u>	2.30	<u>4.45</u>	1.25	1.10	2.35

(特別職)

区分	特別職	任期付研究員 特定任期付職員	医療大学学長		
	期末	期末	期末	勤勉	合計
6月期	<u>1.675</u>	<u>1.675</u>	<u>0.675</u>	1.00	<u>1.675</u>
12月期	<u>1.675</u>	<u>1.675</u>	<u>0.675</u>	1.00	<u>1.675</u>
合計	<u>3.35</u>	<u>3.35</u>	<u>1.35</u>	2.00	<u>3.35</u>

ウ 計算方法

(ア) 期末手当

$$\text{期末手当支給額} = \text{期末手当算定基礎額} \times \text{支給割合の月数} \times \text{在職期間の割合}$$

期末手当算定基礎額(以下の総和)	
給料の月額	基準日に受けるべき給料の月額
扶養手当	基準日に受けるべき扶養手当
地域手当	(給料の月額+扶養手当)×地域手当率
管理監督	管理職手当1種の職
加算額	管理職手当2種の職
	給料月額×25/100
	給料月額×15/100
職務段階別	(給料の月額+(給料の月額×地域手当率))×加算割合(別表職務段階別加算一覧表)
加算額	

支給割合の月数		
基準日	一般職員	特定幹部職員
6月1日	1.275	1.075
12月1日	1.275	1.075
計	2.55	2.15

在職期間の割合		
基準日	在職期間(基準日以前)	割合
6月1日	6ヶ月	100/100
(12月2日~6月1日)	5ヶ月以上 6ヶ月未満	80/100
12月1日	3ヶ月以上 5ヶ月未満	60/100
(6月2日~12月1日)	3ヶ月未満	30/100

- (注) 1 「給料の月額」には給料の調整額を含み、「給料月額」には含まない。
 2 「特定幹部職員」とは、管理職手当1種及び2種の者をいう。
 3 特別職の管理監督加算割合は25/100、職務段階別加算割合は20/100。ただし、休職中は加算しない。

【12月の期末手当の計算例】

条件	給料月額 行政職4級45号給(348,200円) 扶養手当 21,500円(配偶者6,500円、高校生の子1人15,000円) 地域手当 6.0% 職 係長→職務段階別加算割合10%
計算	$[(348,200 + 21,500) + \{(348,200 + 21,500) \times 6.0\}] + \{(348,200 + 348,200 \times 6.0) \times 10\} \times 1.275 \times 100/100 = 546,708 \text{円}$
注意事項	・ 地域手当、管理監督加算額、職務段階別加算額等及び支給額の算定に当たって1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(イ) 勤勉手当

$$\text{勤勉手当支給額} = \text{勤勉手当算定基礎額} \times \text{期間率} \times \text{成績率}$$

勤勉手当算定基礎額(以下の総和) 給料の月額 基準日に受けるべき給料の月額 地域手当 給料の月額×地域手当率 管理監督 管理職手当1種の職 管理職手当2種の職 加算額 給料月額×25/100 給料月額×15/100 職務段階 別加算額 (給料の月額+(給料の月額×地域手当率))×加算割合(別表職務段階別加算一覧表)		勤務期間		期間率	支給割合			
		6ヶ月 5ヶ月15日以上6ヶ月未満 5ヶ月以上5ヶ月15日未満 4ヶ月15日以上5ヶ月未満 4ヶ月以上4ヶ月15日未満 3ヶ月15日以上4ヶ月未満 3ヶ月以上3ヶ月15日未満 2ヶ月15日以上3ヶ月未満 2ヶ月以上2ヶ月15日未満 1ヶ月15日以上2ヶ月未満 1ヶ月以上1ヶ月15日未満 15日以上1ヶ月未満 15日未満 0		100/100 95/100 90/100 80/100 70/100 60/100 50/100 40/100 30/100 20/100 15/100 10/100 5/100 0		基準日	勤務期間	一般職員
		6月1日	12月2日 ~6月1日	0.95	1.15			
		12月1日	6月2日~ 12月1日	0.95	1.15			
		計		1.90	2.30			

(注) 支給割合は総額を算出する場合の月数であり、実際に支給される場合の月数(成績率)は、別に定められる。

(注) 「給料の月額」には給料の調整額を含み、「給料月額」には含まない。

【12月の勤勉手当の計算例】

条件	給料月額 行政職4級45号給 (348,200円) 地域手当 6.0% 職 係長→職務段階別加算割合 10% 成績率 0.95 (仮定) 除算期間 なし
計算	$[348,200 + (348,200 \times 6.0\%) + \{348,200 + (348,200 \times 6.0\%)\} \times 10\%] \times 100/100 \times 0.95$ $= 385,700 \text{円}$
注意事項	・ 地域手当、管理監督加算額、職務段階別加算額等及び支給額の算定に当たって1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

エ 期末手当の「在職期間」・勤勉手当の「勤務期間」の除算、算入

(ア) 除算する期間

	期末手当	勤勉手当
停職	全期間	全期間
専従休職	全期間	全期間
休職（下記の公務傷病等による休職以外の休職）	休職（休業）期間の 1 / 2	全期間
公務傷病等による休職 （公務上の傷病又は通勤災害による休職、教特 法第 14 条（準用者を含む。）及び派遣法による 派遣期間）	（除算なし）	（除算なし）
育児休業（承認期間 1 か月以下※を除く。） ※育児休業の取得期間を指す。	休職（休業）期間の 1 / 2	全期間
修学部分休業	休職（休業）期間の 1 / 2	全期間
自己啓発休業	休職（休業）期間の 1 / 2	全期間
配偶者海外同行休業	休職（休業）期間の 1 / 2	全期間
育児休業短時間勤務	育児短時間勤務期間－ 育児短時間勤務期間×算 出率（※ 1）の 1/2 の期間 を除算	育児短時間勤務期間－ 育児短時間勤務期間×算 出率（※ 1）の期間を除算
欠勤により給与を減額された期間（8 時間以上）	（除算なし）	給与を減額された全期間
負傷又は疾病により勤務しなかった期間（公務 傷病等による休暇期間を除く。）から週休日等を 除いた日が 30 日を超える場合	（除算なし）	勤務しなかった全期間 （※ 2）
介護休暇の期間から週休日等を除いた日が 30 日 を超える場合	（除算なし）	勤務しなかった全期間
介護時間を日に換算して 30 日を超える場合	（除算なし）	勤務しなかった全期間
長期の不妊治療休暇	休暇期間の 1 / 2	全期間
育児休業法の規定による部分休業を取得した時 間を日に換算して 30 日を超える場合（※有給の 特別休暇である育児期間休暇は除く。）	（除算なし）	勤務しなかった全期間
基準日以前 6 ヶ月の全期間にわたって勤務がない 場合	上記区分に応じた除算	全期間

※ 1 算出率＝1 週間の勤務時間÷38 時間 45 分

※ 2 勤務軽減（いわゆる「ならし出勤」及び慢性腎不全により血液透析を必要とする職員に対する勤務軽減措置）の場合は勤務していない時間も除算しない。

(イ) 算入する期間

	期末手当	勤勉手当
次の機関から人事交流により引き続き職員とな った場合（※ 1）		
国家公務員	算入	算入
法人職員（※ 2）	算入	算入
他の地方公共団体の職員（※ 3）	算入	算入
派遣法による退職派遣者	算入	算入

※ 1 臨時的任用職員は除く。

※ 2 茨城県開発公社、地方公社、地方独立行政法人、独立行政法人及び公庫・公団等のうち、県と相互了
解のものに行われる計画的に人事交流により、職員となった場合に限る。

※ 3 退職したことに伴い、当該地方公共団体から期末手当に相当する手当を受けている者を除く。

< 期末・勤勉手当の除算期間の計算例 >

① 療養休暇を取得している者

<p>(例) R3. 10. 7～同年 11. 22、療養休暇を取得した者の R3 年 12 月期勤勉手当の除算期間</p>
<p>1 勤務しなかった期間を除算の対象とするかどうかの判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の療養休暇期間から日曜日、土曜日、休日を除くと 32 日。 ・ 30 日を超えるため療養休暇期間は除算対象期間となる。
<p>2 除算期間の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月 7 日から 11 月 6 日（起算日に対応する日の前日）までは、民法第 143 条の例により「1 月」と計算。 ・ 残余の 11 月 7 日から 11 月 22 日までの期間は、土曜日、日曜日、休日を除いて計算すると 11 日。
<p>3 勤務期間 6 月－1 月 11 日＝4 月 19 日となる。</p>

② 療養休暇と病気休職を合わせて取得している者

<p>(例) R3. 7. 6～同年 10. 5、療養休暇を取得し、R3. 10. 6～同年 11. 30、休職（公務傷病等による休職以外）を取得した者の R3 年 12 月期期末・勤勉手当の除算期間</p>
<p>【1 療養休暇期間の算定】</p> <p>① 勤務しなかった期間を除算の対象とするかどうかの判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の療養休暇期間から日曜日、土曜日、休日を除くと 61 日。 ・ 30 日を超えるため療養休暇期間は除算対象期間（勤勉のみ）となる。 <p>② 除算期間の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 月 6 日から 10 月 5 日までは民法第 143 条の例により「3 月」と計算。
<p>【2 休職期間の算定】</p> <p>除算期間の計算（期末・勤勉）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月 6 日から 11 月 5 日までは、民法第 143 条の例により「1 月」と計算。 ・ 残余の 11 月 6 日から 11 月 30 日までは、25 日。（※休職の場合は土曜日、日曜日、休日は除かない）
<p>【3 勤務期間】 期末手当：6 月－（1 月 25 日×1/2）＝5 月 2.5 日となる。 勤勉手当：6 月－（3 月＋1 月 25 日）＝1 月 5 日となる。</p>

③ 育児部分休業を取得している者

<p>(例) R3. 6. 10～同年 11. 20、月曜から金曜まで 1 日につき 2 時間の育児部分休業を取得した者の R3 年 12 月期の勤勉手当の除算期間の計算</p>
<p>1 勤務しなかった期間を除算の対象とするかどうかを判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に育児部分休業を取得した時間を日に換算して 30 日を超える場合には除算計算の対象。
<p>2 除算期間の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児部分休業を取得した時間数を積み上げると、この事例では 222 時間となる。 ・ この 222 時間について 7 時間 45 分（7.75 時間）を 1 日として換算すると、28 日 5 時間となる。 →よって、勤勉手当の除算は行わない。

④ 育児休業と育児部分休業を合わせて取得している者

(例) R3. 7. 1～同年 10. 7、育児休業を取得し、R3. 10. 8～同年 11. 30、月曜から金曜まで 1 日につき 2 時間の育児部分休業を取得した者の R3 年 12 月期の勤勉手当の除算期間の計算

【1 育児休業期間の算定】

除算期間の計算

- ・ 7 月 1 日から 9 月 30 日までは、民法第 143 条の例により「3 月」と計算。(除算対象となることを確認)
- ・ 残余の 10 月 1 日から 10 月 7 日までは、7 日。(※休業の場合は土曜日、日曜日、休日は除かない)

【2 育児部分休業期間の算定】

① 勤務しなかった期間を除算の対象とするかどうかを判定

- ・ 実際に育児部分休業を取得した時間を日に換算して 30 日を超える場合には除算計算の対象。

② 除算期間の計算

- ・ 育児部分休業を取得した時間数を積み上げると、この事例では 72 時間となる。(土・日・休日を除く 36 日×2 時間)
- ・ この 72 時間について 7 時間 45 分 (7.75 時間) を 1 日として換算すると、9 日 4.25 時間となる。

→勤勉手当の除算計算の対象とはならない。(育児休業期間との合算は行わない。)

【3 勤務期間】 期末手当：6 月－ (3 月 7 日×1/2) =4 月 11.5 日

勤勉手当：6 月－ (3 月 7 日) =2 月 23 日

<育児休業者の取扱い>

- ・ 基準日現在で育児休業中の者のうち、前の基準日の翌日から当該基準日までの間に以下の期間がある者は、期末・勤勉手当が支給される。
- ・ それぞれの在職期間・勤務期間は、前述の「在職期間又は勤務期間に応ずる割合」に従い算定する。

期末手当	勤勉手当
a 勤務した期間（週休日、休日（代休日）、欠勤は勤務に含まれない。） b 勤務に相当する期間 産前産後休暇、療養休暇、介護休暇、年次休暇	a 勤務した期間（週休日・休日（代休日）・欠勤は勤務に含まれない。）
※ 勤務したとみなされない期間：育児休業、専従休職、停職、分限休職（病気休職など。公務災害による休職、職員派遣は勤務とみなす。）	※ 全期間勤務がない場合は、支給対象外

① 基準日に育児休業中の者の取扱例

(例1) 産前産後休暇 (R2. 11. 24~R3. 3. 16)、育児休業 (R3. 3. 17~)、R3. 6月期の期末・勤勉手当	
期末手当	勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間（12/2～6/1）に勤務した期間はないが、勤務に相当する期間（産前産後休暇）あり。 ・ 3/17～6/1 → 2月16日（育休期間1/2除算） =1月8日 ・ 在職期間は、6月－1月8日＝4月22日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間（12/2～6/1）に勤務した期間なし。 → 勤勉手当は非支給となる。

(例2) 産前産後休暇 (R2. 12. 14~R3. 4. 5)、育児休業 (R3. 4. 6~)、R3. 6月期の期末・勤勉手当	
期末手当	勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間（12/2～6/1）に勤務した期間及び勤務に相当する期間（産前産後休暇）あり。 ・ 4/6～6/1 → 1月27日（育休期間1/2除算） = 28.5日 ・ （在職期間）6月－28.5日＝5月1.5日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間（12/2～6/1）に勤務した期間あり。 ・ （勤務期間）6月－1月27日（育休期間全除算） =4月3日

② 育児休業短時間勤務者の取扱い

算定期間中に育児休業短時間勤務職員として在職した期間がある者は、当該取得期間について、期末・勤勉手当の在職・勤務期間より除算される。

期末手当	勤勉手当
算定期間－{育児休業短時間勤務期間－(育児休業短時間勤務期間×算出率)}×1/2＝在職期間	算出期間－{育児休業短時間勤務期間－(育児休業短時間勤務期間×算出率)}＝勤務期間

(例) R3. 4. 1～同年 9. 30 まで、週 23. 25/38. 75 時間の短時間勤務、R3. 6 月期の期末手当・勤勉手当	
期末手当	勤勉手当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間 (12/2 ～6/1) の間に取得期間あり。 ・ 4/1～6/1→2 月 1 日×23. 25/38. 75 (算出率) = 1 月 6. 6 日 ・ 2 月 1 日－1 月 6. 6 日=24. 4 日×1/2 =12. 2 日 (育児休業短時間勤務期間 1/2 除算) ・ 6 月 (算定期間) －12. 2 日 (除算期間) =5 月 17. 8 日 (在職期間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定期間 (12/2～6/1) の間に取得期間あり。 ・ 4/1～6/1→2 月 1 日×23. 25/38. 75 (算出率) = 1 月 6. 6 日 ・ 2 月 1 日－1 月 6. 6 日=24. 4 日 (育児休業短時間勤務全期間除算) ・ 6 月 (算定期間) －24. 4 日 (除算期間) =5 月 5. 6 日 (勤務期間)

◎ 職務段階別加算割合一覧表

・行政職給料表

代表的な職名	条 件	加 算 割 合
主 事 ・ 技 師	1 級 ・ 2 級	加算なし
主 任	3 級	5 %
係 長	4 級	10%
課 長 補 佐 ・ 主 査	5 級	
副 参 事 ・ 技 佐	6 級	15%
	7 級	
課 長	8 級	
次 長 ・ 参 事 ・ 技 監	8 級	20%
	9 級	
部 長 ・ 理 事		

・海事職給料表

代表的な職名	条 件	加 算 割 合
航 海 士	1 級 ・ 2 級	加算なし
機 関 士	3 級	5 %
船 長	4 級 ・ 5 級	10%
一 等 航 海 士	6 級	15%

・教育職給料表（一）

代表的な職名	条 件		加 算 割 合
助 教	1 級	下記以外	加算なし
		経験 7 年（新大 4 卒）以上	5 %
講 師	2 級		10%
准 教 授	3 級		
教 授	4 級	下記以外	15%
学 長		学長の職にある職員	20%

・研究職給料表

代表的な職名	条 件		加算割合	
技 師	1 級	下記以外	加算なし	
	2 級			
主 任	主任の職にあるもの		5%	
部 長 主 任 研 究 員	3 級	3級単独格付の職への昇任後の年数が、基準日の属する年度の4月1日において2年に満たないもの	10%	
研 究 調 整 監 首 席 研 究 員		上記以外		
環境監視センター長 産業技術セ副センター長 肉用牛研究所長・養豚研究所長 霞ヶ浦環境科学セ副センター長 衛 生 研 究 所 長 生物学、園芸、農業研究所長 林業技術センター長、水産試験場長 産業技術イノベーションセンター長 畜産センター長	4 級	15%		
		5 級	下記以外	
			産業技術イノベーションセンター長 畜産センター長	20%

・医療職給料表（一）

代表的な職名	条 件		加算割合
技 師	1 級		加算なし
	2 級	1・2級複数格付の職で経験年数5年未満	
1・2級複数格付の職で経験年数5年以上			
2・3級複数格付の職への昇任後の年数が、基準日の属する年度の4月1日において2年に満たないもの			
医 長 係 長 専 門 員 主 査	上記以外		10%
	3 級		15%
技 佐、保 健 予 防 課 長 地 域 保 健 調 整 監 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー 長 保 健 所 長	4 級	下記以外	
		管理職手当2種の保健所長 技 監	20%
技 監			

・医療職給料表（二）

代表的な職名	条 件		加算割合
技 師	1 級・2 級		加算なし
	3 級	下記以外	
主 任	主任の職にある者		5 %
	4 級		
係 長 専 門 員	5 級		10%
主 任 専 門 員 科 長	6 級		15%
主 査			
保健所次長 食肉次長、家保次長	7 級		
食肉所長 動物指導センター長、家保所長			

・医療職給料表（三）

代表的な職名	条 件		加算割合
技 師	1 級・2 級		加算なし
	3 級	下記以外	
主 任	主任の職にある者		5 %
	4 級		
副看護師長、係長、 専門員、中央看専講師	5 級		10%
主査、保健所課長、 主任専門員、中央看専教務主任 看護師長、副看護部長	6 級		15%
看護部長、中央看専教頭			
地 域 保 健 調 整 監	7 級		

・福祉職給料表

代表的な職名	条 件		加算割合
技 師	1 級		加算なし
	2 級	下記以外	
主 任	主任の職にある者		5%
	3 級		
係長、専門員 課 長	4 級		10%
指導保護課長 主 査	5 級		15%

【技能労務職員】

・現業職給料表（一）

職 務 の 級	条 件	加 算 割 合
1 級 ・ 2 級		加算なし
3 級	下記以外	
		基準日において H18.3.31以前採用者 3級57号給以上 H18.4.1以降採用者 3級50号給以上
4 級		10%
5 級		

※ H26.3.31以前に4級で職加算10%を受けていた者で、H26.4.1の給料表切替え以後に5級に昇格していないものについては、引き続き職加算10%とする。

・現業職給料表（二）

職 務 の 級	条 件	加 算 割 合
1 級		加算なし
2 級	下記以外	
		基準日において H18.3.31以前採用者 2級73号給以上 H18.4.1以降採用者 2級66号給以上
3 級		10%
4 級	① 下記以外	
	② 基準日の属する年度の4月1日現在52歳以上	
	③ 基準日の属する年度の4月1日現在51歳以上かつ、当該年度の6月1日現在在職年数が30年以上の者の6月期の期末勤勉手当	
	④ 基準日の属する年度の4月1日現在51歳以上かつ、当該年度の12月1日現在在職年数が30年以上の者の12月期の期末勤勉手当	

【任期付職員】

・任期付研究員（招へい型研究員）

号 給	加 算 割 合
1 号 給 ・ 2 号 給	10%
3 号 給 ・ 4 号 給	15%
5 号 給 ・ 6 号 給	20%

※ 管理監督加算：5 級 15%、6 級以上 25%

・任期付研究員（若手型研究員）

号 給	加 算 割 合
1 号 給	5%
2 号 給	
3 号 給	

・特定任期付職員

号 給	加 算 割 合
1 号 給 ・ 2 号 給	10%
3 号 給 ・ 4 号 給	15%
5 号 給 ・ 6 号 給 ・ 7 号 給	20%

※ 管理監督加算：5 号 給 15%、6 号 給以上 25%